

# 令和4年1月定例会議案

久喜市教育委員会

## 議 案 目 録

議案第 1 号	第 2 期久喜市教育振興基本計画実施計画（案） について・・・・・・・・・・・・・・・・	別冊
議案第 2 号	久喜市教育委員会公印規程及び久喜市共同学 校事務室運営規程の一部を改正する訓令につ いて・・・・・・・・・・・・・・・・	2
議案第 3 号	久喜市立小・中学校通学区域に関する規則の 一部を改正する規則について・・・・・・・・	6
議案第 4 号	久喜市立小・中学校における学校運営協議会 に関する規則の一部を改正する規則について・・	9
議案第 5 号	久喜市立小・中学校の給与及び旅費事務に関 する相互確認実施要綱を廃止する告示につい て・・・・・・・・・・・・・・・・	11

議案第 1 号

第 2 期久喜市教育振興基本計画実施計画（案）について

第 2 期久喜市教育振興基本計画実施計画（案）について、別紙のとおり決定したいので議決を求める。

令和 4 年 1 月 2 4 日 提出

久喜市教育委員会  
教育長 柿 沼 光 夫

議案第 2号

久喜市教育委員会公印規程及び久喜市共同学校事務室運営  
規程の一部を改正する訓令について

久喜市教育委員会公印規程及び久喜市共同学校事務室運営規程の一  
部を、別紙のとおり改正することについて議決を求める。

令和4年1月24日提出

久喜市教育委員会  
教育長 柿沼光夫

久喜市教育委員会公印規程及び久喜市共同学校事務室運営規程の一部を改正する訓令

(久喜市教育委員会公印規程の一部改正)

第1条 久喜市教育委員会公印規程（平成22年久喜市教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出しを「（準用）」に改め、同条中「の例による」を「を準用する」に改め、同条を第5条とする。

第3条の次に次の1条を加える。

(休校中の公印の保管者等)

第4条 久喜市立小学校及び久喜市立中学校（以下「学校」という。）が休校する場合においては、当該休校する期間における当該学校の学校印及び学校長印の保管者は、第2条の規定にかかわらず、久喜市教育委員会教育総務課長（以下「教育総務課長」という。）とする。

2 休校となる学校の学校印及び学校長印の保管者は、休校に併せて、速やかに教育総務課長に当該公印を引き継がなければならない。

別表中

「

埼玉県久喜市立菖蒲中学校長印	方21		菖蒲中学校長名をもって発する文書	菖蒲中学校長
埼玉県久喜市立菖蒲南中学校印	方24		菖蒲南中学校名をもって発する文書	菖蒲南中学校長

埼玉県久喜市立菖蒲南中学校印	方60		卒業証書用	菖蒲南中学校長
埼玉県久喜市立菖蒲南中学校長印	方21		菖蒲南中学校長名をもって発する文書	菖蒲南中学校長

を

埼玉県久喜市立菖蒲中学校長印	方21		菖蒲中学校長名をもって発する文書	菖蒲中学校長
----------------	-----	--	------------------	--------

に改める。

(久喜市共同学校事務室運営規程の一部改正)

第2条 久喜市共同学校事務室運営規程（令和2年久喜市教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

菖蒲中学校区共同学校事務室	菖蒲小学校 三箇小学校 菖蒲東小学校 菖蒲中学校
菖蒲南中学校区共同学校事務室	小林小学校 栢間小学校

菫蒲南中学校
--------

を

菫蒲中学校区共同学校事務室	菫蒲小学校 小林小学校 三箇小学校 栢間小学校 菫蒲東小学校 菫蒲中学校
---------------	---

に改める。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 3 号

久喜市立小・中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則について

久喜市立小・中学校通学区域に関する規則の一部を、別紙のとおり改正することについて議決を求める。

令和4年1月24日提出

久喜市教育委員会  
教育長 柿 沼 光 夫

久喜市立小・中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則

久喜市立小・中学校通学区域に関する規則（平成22年久喜市教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（通学区域に関する特例措置）

4 当分の間、別表第1に定める学区のうち、上内小学校の学区に住所を有する児童については、同表の規定にかかわらず、鷺宮小学校に通学するものとする。

別表第1 栗橋地区の部久喜市立栗橋西小学校の項中「伊坂の一部」を「松永1丁目」に改め、同部久喜市立栗橋小学校の項中「及び伊坂（栗橋西小学校通学区域を除く。）」を「、伊坂、伊坂北1丁目、伊坂北2丁目、伊坂中央1丁目、伊坂中央2丁目、伊坂南1丁目、伊坂南2丁目及び伊坂南3丁目」に改める。

別表第2 菖蒲地区の部中

「

久喜市立菖蒲中学校	菖蒲小学校・三箇小学校・菖蒲東小学校の通学区域
久喜市立菖蒲南中学校	小林小学校・栢間小学校の通学区域

」

を

「

久喜市立菖蒲中学校	菖蒲小学校、小林小学校、三箇小学校、栢間小学校及び菖蒲東小学校の通学区域
-----------	--------------------------------------

」

に改め、同表栗橋地区の部久喜市立栗橋東中学校の項中「（栗橋西中学校通学区域を除く。）」を削り、「及び南栗橋5丁目」を「、南栗橋5丁目、伊坂北1丁目、伊坂北2丁目、伊坂中央1丁目、伊坂中央2丁目、伊坂南1丁目、伊坂南2丁目及び伊坂南3丁目」に改め、同部久喜市立栗橋西中学校の項中「伊坂の一

部」を「松永1丁目」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定及び別表第2 栗橋地区の部の改正規定は、栗橋駅西（栗橋地区）土地区画整理事業の換地処分の公告があった日の翌日から施行する。

議案第 4 号

久喜市立小・中学校における学校運営協議会に関する規則  
の一部を改正する規則について

久喜市立小・中学校における学校運営協議会に関する規則の一部を、  
別紙のとおり改正することについて議決を求める。

令和4年1月24日提出

久喜市教育委員会  
教育長 柿 沼 光 夫

久喜市立小・中学校における学校運営協議会に関する規則の一部を改正する規則

久喜市立小・中学校における学校運営協議会に関する規則（平成28年久喜市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第47条の6」を「第47条の5」に改める。

第8条第1項中「10名」を「10人（休校その他の事由により教育委員会が特に必要であると認める場合にあつては、20人）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第 5号

久喜市立小・中学校の給与及び旅費事務に関する相互確認  
実施要綱を廃止する告示について

久喜市立小・中学校の給与及び旅費事務に関する相互確認実施要綱  
を廃止したいので議決を求める。

令和4年1月24日提出

久喜市教育委員会  
教育長 柿沼光夫

久喜市立小・中学校の給与及び旅費事務に関する相互確認実施要綱を廃止  
する告示

久喜市立小・中学校の給与及び旅費事務に関する相互確認実施要綱（平成22  
年久喜市教育委員会告示第3号）は、廃止する。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。